

【岐阜県空き家利活用事業補助金】

補助金の申請からお支払いまでの流れ

1 補助金の申請（申請者様→県）

必要書類は、要綱又は「申請時に必要な書類」を参照してください。

2 県による審査

書類が揃ってから通常2週間程度かかります

3 補助金の交付決定（県→申請者様）

4 工事の開始

交付決定の日から着工可能です

※交付決定日より前に着工すると補助を受けられなくなります。ご注意ください。

5 振込先の報告

振込先を、下記資料によりお知らせください。

- ・口座振込依頼書兼債権者登録票（①②③を記入）

添付資料：預金通帳の写し

（金融機関名、店舗名、預金種別、口座番号、口座名義人のわかる部分をコピーしてください。通帳がない場合は、上記がわかる書類の写しを添付してください。）

6 工事内容の変更があった場合

変更手続きが必要になる場合がありますので、ひとまず住宅課へご連絡ください。

ただし、当初申請時の見積書から追加となった工事分は「補助対象外」となります。

7 事業の完了（＝補助対象経費の工務店への支払い、住民票の転入）

事業実施年度の3月31日までに完了する必要があります

（例：交付決定 平成30年8月1日→事業の完了 平成31年3月31日

交付決定 平成31年1月5日→事業の完了 平成31年3月31日）

8 実績報告（申請者様→県）

工事の完了から30日以内又は翌年度の3月31日のいずれか早い日までに【必着】
するよう提出してください。（提出が遅れますと補助を受けられません）

必要書類は要綱又は「実績報告に必要な書類」を参照してください。

9 県による審査

書類が揃ってから通常2週間程度かかります。

10 額の確定の通知（県→申請者様）

お支払いする補助金の額を確定します

11 請求書のご提出（申請者様→県）

12 お支払い（県→申請者様）

ご請求の日から遅くとも30日以内にご報告いただいた振込先口座へ入金します。

【ご注意ください】

- ・「3 交付決定」の前に着工された場合は、その時点で補助を受けられなくなります。
- ・3月中に完了し、3月31日までに実績報告が提出できない改修工事については、補助の対象とすることができません。

<送付先・お問い合わせ先>

岐阜県 都市建築部 住宅課 空家対策推進係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

電話番号 058-272-8693

メールアドレス c11659@pref.gifu.lg.jp